

人材紹介に関する基本契約

株式会社（以下「甲」という）と、株式会社カラフル（以下「乙」という）とは、人材紹介業務の委託に関し、下記のとおり契約を締結する。

第1条（委託事項）

甲は、乙に対し、人材採用に関する人材紹介業務を委託し、乙は、これを受託する。

第2条（活動事項）

1. 甲は、乙に対し、書面または電磁的記録をもって採用を希望する人材に関する条件（以下「採用条件」という）を提示し、乙は、採用条件を把握した上で人材を紹介するものとする。
2. 乙は、前項の人材紹介にあたっては、採用条件に沿った人材を紹介するよう努めなければならない。

第3条（通知）

甲は、乙により紹介された人材を採用決定した場合（以下、採用決定した人材を「採用者」という）には、乙に対し、直ちに採用決定の旨を通知する。

第4条（報酬）

本契約に基づく報酬は次のとおりとし、採用者が甲に最初に出社した時点で発生し乙より請求されるものとする。

想定年収に対して20%とする。

上記、想定年収とは、採用者に明示した月額給与（通勤手当を除く算定可能な諸手当を含む）の12ヶ月分と、前年度実績より算出した想定賞与額とを合算した額をいう。なお採用者の給与が年俸による場合で、当該年俸に通勤交通費が含まれる場合は採用者に明示した年額給与より通勤交通費を除いた額を、当該年俸に通勤交通費が含まれない場合は採用者に明示した年額給与の額を、それぞれ想定年収というものとする。

第5条（消費税）

前条の報酬には消費税は含まれないものとする。

第6条（支払方法）

甲は、乙の発行する請求書に基づき報酬全額を採用者の出社日の属する月の末日に締め、翌月末日までに乙指定の銀行口座に前条の消費税とともに支払うものとする。

第7条（保証事項）

1. 採用者が甲に最初に出社した日から下表に定める保証期間にて辞職した場合（但し、死亡、病気及び甲の責に基づく事由に起因する場合は除く）は、甲は乙に対し、第4条に基づき支払われた報酬に下表に定める返金率を乗じた金額を返還請求できるものとする。

保証期間	返金率
出社後1ヶ月以内に辞職した場合	100%
出社後1ヶ月を超え2ヶ月以内に辞職した場合	50%
出社後2ヶ月を超え3ヶ月以内に辞職した場合	30%

第8条（活動関連事項）

甲乙双方は、特別な人材採用に関する人材紹介業務については、文書による別段の合意をなすことができるものとし、本契約に定められた条件と異なる報酬及びその支払い方法に関する定めをすることができるものとする。

第9条（守秘義務）

甲乙双方は、本契約で知り得た個人情報及び相手方の秘密情報を第三者に開示、漏洩または本契約の目的外に利用してはならない。

第10条（解除）

甲及び乙は相手方が次の各号の一に該当するときは、相手方是何らかの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。この場合、該当事者は期限の利益を失う。

- ① 自ら振出しもしくは引受けた手形、小切手が不渡りになる等、支払停止または支払不能の状態に至ったとき。
- ② 破産、民事再生手続開始、もしくは会社更生手続開始等の申し立てを受け、もしくは自らこれらの申し立てをなしたとき。
- ③ 仮差押、差押、仮処分、強制執行、担保権実行としての競売等の申し立てを受けたとき。
- ④ その他資産、信用状態に不安が生じたとき。
- ⑤ その他本契約の継続が困難であると判断される事情が生じたとき。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、それぞれ自己が下記の各号の一に該当しないこと、および、今後も下記の各号の一に該当する行為を行わないことを表明・保証する。

- ① 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）であること、または反社会的勢力であったこと。
- ② 役員または実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと。
- ③ 親会社または子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ）が前2号のいずれかに該当すること。
- ④ 相手方に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、または相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
- ⑤ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害すること。
- ⑥ 相手方に対して企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針が排除の対象とする不当要求をすること。
- ⑦ 反社会的勢力である第三者をして前3号の行為を行わせること。
- ⑧ 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提

供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと

⑨ 親会社または子会社が前5号のいずれかに該当する行為を行うこと。

2. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合は、直ちに相手方にその事実を報告するものとする。
3. 甲および乙は、相手方が前2項に違反した場合、催告その他何等の手続きを要することなく、直ちに基本契約、個別契約の名称を問わず、甲乙間で締結した全ての契約の全部または一部を解除することができるものとする。
4. 甲または乙が第1項の各号の一に該当し、相手方に損害を与えた場合は、相手方は解除の有無に関わらず、損害の賠償を求めることができる。

第12条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日より1年間とする。ただし、期間満了1ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による別段の意思表示がない限り、本契約は更に1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。
2. 本契約の有効期間の満了・解除・解約による契約の終了・消滅にかかわらず、契約期間中に乙が甲に対して紹介した人材については、第3条ないし第7条の各条項の効力は存続するものとする。但し、前条第3項に基づく解除の場合は、この限りではない。
3. 本契約の有効期間の満了・解除・解約による契約の終了・消滅にかかわらず、第9条、本条ないし第14条の各条項の効力は存続するものとする。

第13条（協議事項）

甲乙双方は、本契約に関し疑義が生じたときまたは本契約に定められていない事項が生じたときには、誠意をもってこれを協議するものとする。

第14条（合意管轄裁判所）

本契約によって生ずる権利・義務に関する訴訟の管轄裁判所は、本契約書に記載の甲の住所地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所とする。

第15条（旧契約）

甲乙間で既に締結している人材紹介に関する基本契約（人材コンサルティング契約等名称は問わないものとする）があるときは、本契約の締結をもって合意解除する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名捺印の上各1通を保有する、又は本書を電磁的に作成し、双方にて記名捺印に代わる電磁的处理を施し、双方保管するものとする。

年 月 日

甲：

乙： 東京都渋谷区渋谷 2-8-7 4F
株式会社カラフル
代表取締役 高田 哲成
(許可番号 13-ユ-315023)